

広島県告示第千三三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十三年一月七日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

小原猪山線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
山県郡安芸太田町大字平見谷字段原六〇〇番一地从先から 山県郡安芸太田町大字平見谷字黒瀬一二三二番一地从先まで	旧	三・〇〇〇～一 一・三〇〇 一〇・二〇〇 二六・〇〇〇	三六一・〇〇〇 二二五・〇〇〇	
山県郡安芸太田町大字平見谷字段原六〇〇番一地从先から 山県郡安芸太田町大字平見谷字黒瀬六九六番一地从先まで 山県郡安芸太田町大字平見谷字段原六〇〇番一地从先から 山県郡安芸太田町大字平見谷字黒瀬一二三二番一地从先まで	新	四・〇〇〇～一 〇・〇〇〇	九五・〇〇〇 二二五・〇〇〇	ダブルウェイ 一部解除 不用物件延長 二三八・〇〇〇 メートル